



国土交通省北海道開発局

網走開発建設部 北見河川事務所

River
Management

河川管理レポート

2023. 4-2024. 3

網 走 川

はじめに

平成 23 年は新潟・福島豪雨、台風 12 号や 15 号による豪雨、平成 24 年は九州北部豪雨、平成 25 年は台風 18 号による大雨、平成 27 年は鬼怒川で豪雨による大規模な堤防決壊があった。また、平成 28 年 8 月には 1 週間に 3 つの台風が北海道に上陸する等、かつてない気象状況となり、北海道内の各地において記録的な大雨による洪水被害が発生した。このように異常な豪雨が頻発する状況にあっては、引き続き治水安全度を向上させる堤防整備等を進めることとあわせて、既存の施設を適切に維持管理することにより、持続的な安全を確保することがますます重要となっています。

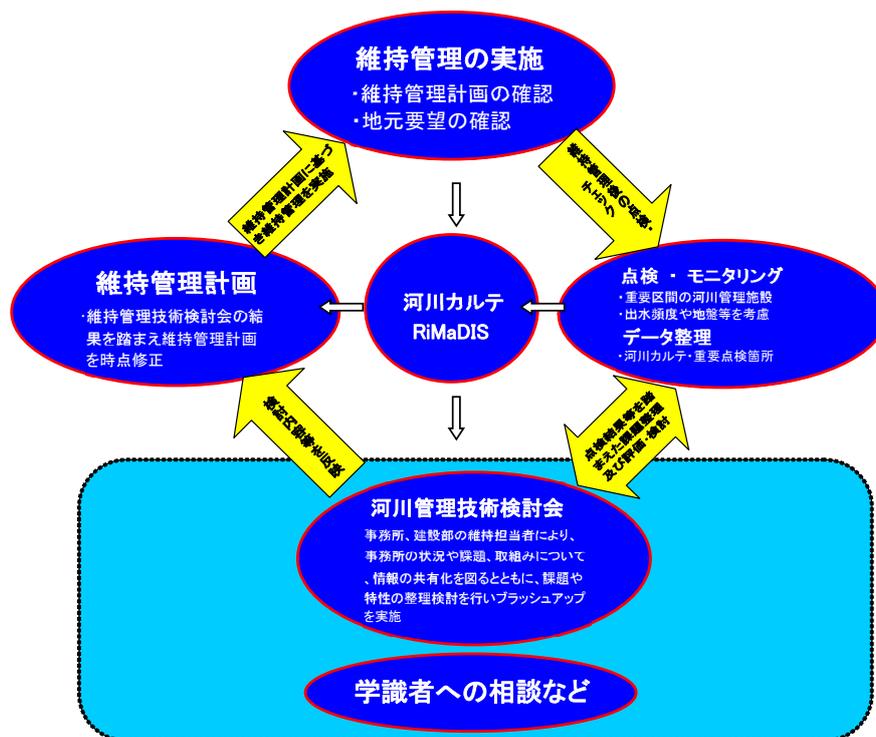
さらに、社会資本全体として既存ストックの老朽化が懸念される中で、近年の厳しい財政状況も考慮して、河川という自然公物の特質に即した効果的・効率的な維持管理を行うことが必要です。

網走開発建設部では、このような背景を踏まえ、平成 24 年 3 月に「河川維持管理計画〈網走川〉」を策定し、本計画に基づき河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的に調査・点検・モニタリングを行い、その結果を河川カルテ、RiMaDIS に記録するとともに評価を行い、「維持管理計画」に反映し、河川の状態の変化に応じた順応的管理（アダプティブ・マネジメント）に努めます。平成 30 年 3 月には、最新の知見等を踏まえて計画を見直しています。

また、あわせて、通常、見えにくい管理の取り組みを地域の皆様へ知って頂くため、HP等を通じた「河川管理の見える化」に取り組んでいます。

本レポートでは、北見河川事務所における日々の河川管理の取り組みを紹介するものです。

令和6年3月



アダプティブ・マネージメントのイメージ

目次

【第Ⅰ部】

1. 河川の概要	1
2. 河川維持管理の概要	6
2.1 河川維持管理の目標	
2.2 河川維持管理における主な実施内容	
3. 具体的な維持管理対策	9
3.1 堤防点検の環境整備	
3.2 河川巡視による状況把握	
3.3 点検	
3.4 天端補修	
3.5 高水敷樹木伐開	
3.6 法面補修	
3.7 護岸補修	
3.8 河川管理施設修繕	
3.9 障害物除去・塵芥処理	
3.10 堆積土砂掘削	
3.11 標識等の補修	
3.12 許可工作物の補修	
3.13 不法投棄対策	
3.14 水防等のための対策	
3.15 河川管理者と市町村で連携して行うべき事項	
3.16 河川管理者と地域住民、NPO・市民団体等との連携事項	

【第Ⅱ部】

4. 令和5年度の維持管理の実施状況	14
4.1 維持管理の条件整備	
4.2 河川巡視による状況把握	
4.3 点検	
4.4 天端補修	
4.5 高水敷樹木伐開	
4.6 法面補修	
4.7 護岸補修	
4.8 河川管理施設修繕	
4.9 障害物除去・塵芥処理	

- 4.10 堆積土砂掘削
- 4.11 標識等の補修
- 4.12 許可工作物の補修
- 4.13 不法投棄対策
- 4.14 水防等のための対策

【第Ⅲ部】

5. 網走川のできごと	24
6. 令和6年度の取り組み計画	32

1. 河川の概要

「北海道の地名^{注)}」によれば網走川という名は、アイヌ語の「ア・パ・シリ」(我らが・見つけた・土地)あるいは「アパ・シリ」(入口の・地)に由来しています。

網走川は、その源を阿寒山系の阿幌岳(標高978m)に発し、山間部を流下し、津別町市街部で津別川を合わせ、平野部を流れながら美幌町市街部において美幌川と合流しています。美幌町を貫流し大空町において網走湖に至り、トマップ川および女満別川を湖内に集め、湖から流れ出て網走市街地を経てオホーツク海に注ぐ、幹川流路延長115km、流域面積1,380km²の一級河川です。網走湖は、約千年前に現在の形となった海跡湖であり、下流に約7kmの網走川を介してオホーツク海につながっている汽水湖で、網走湖及びその周辺は国定公園に指定されています。網走川の河床勾配は、源流部から津別川合流点付近に至る上流域は1/50~1/300程度、津別川合流点付近から美幌川合流点付近に至るまでの中流域は、1/300~1/600程度、美幌川合流点付近から網走湖に流入するまでの下流域は、1/2000程度、網走湖から河口に至る網走湖下流域が1/5000程度となっています。

注)「北海道の地名」: 山田秀三著



網走川 津別川合流点より下流(津別町)



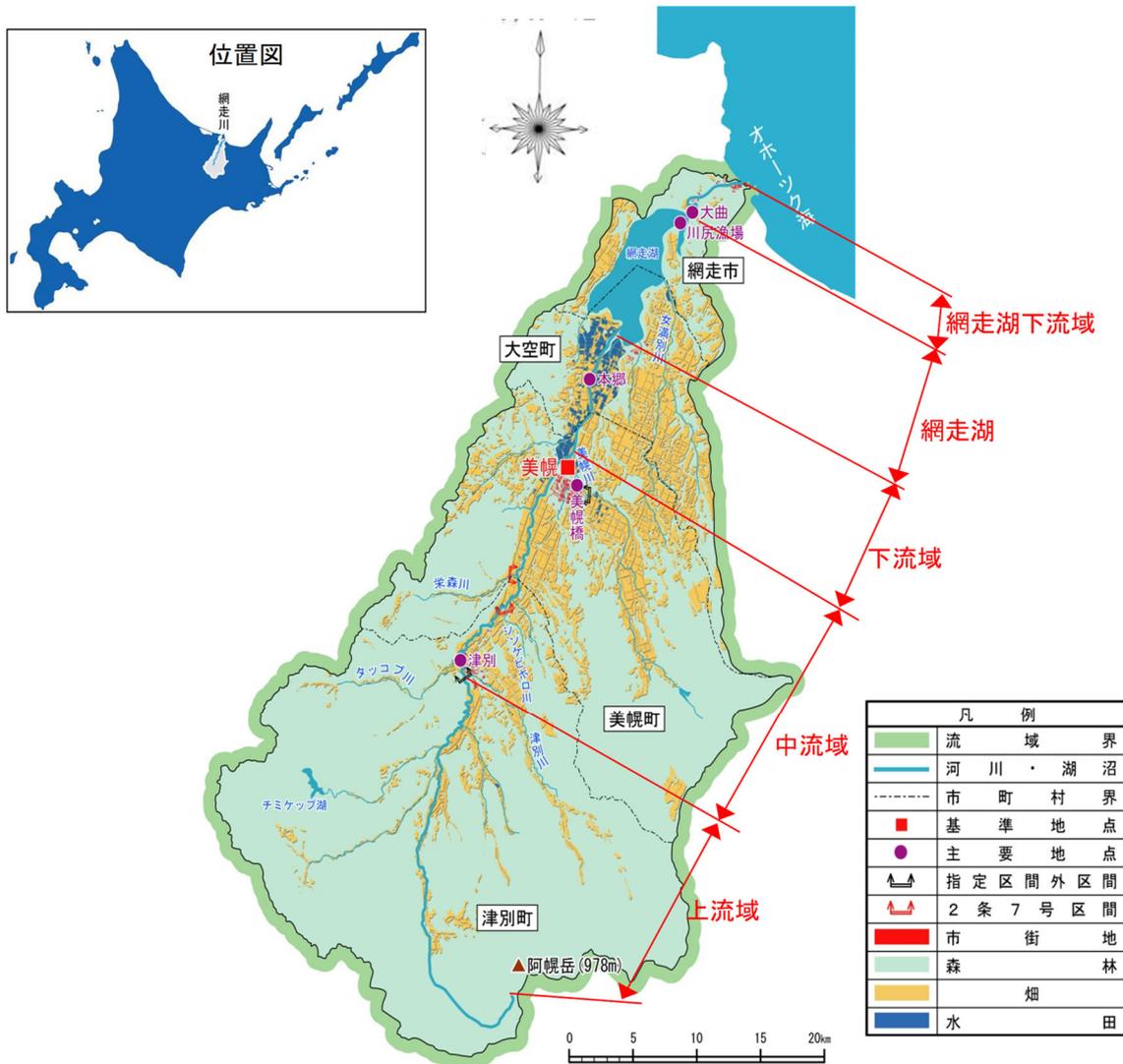
網走川 中流部



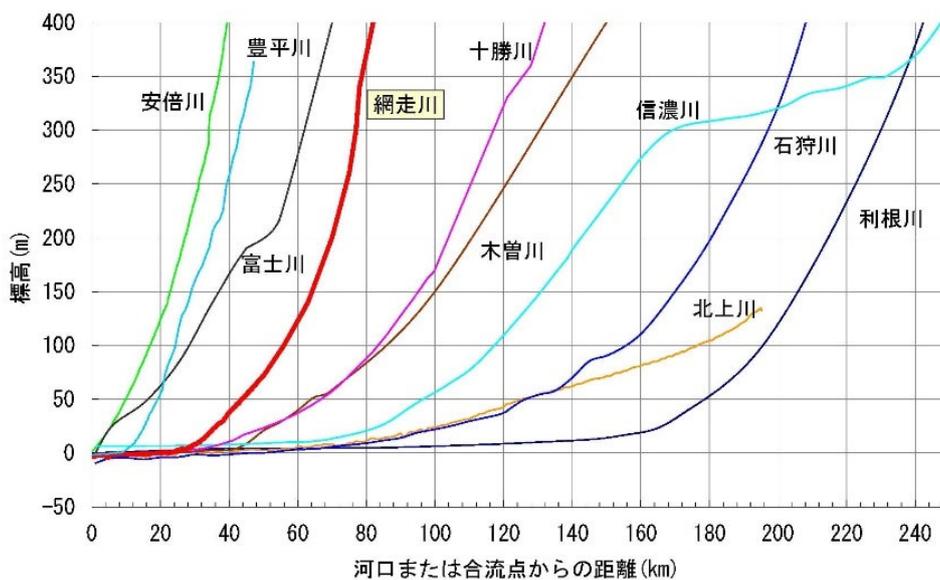
網走川 下流部

網走川

1. 河川の概要



網走川水系 概要図



網走川

1. 河川の概要

水質については、河川ではBOD75%値が、指定されている環境基準値を概ね満足しています。一方、網走湖ではCOD75%値が環境基準を越えており、アオコや青潮が頻発していたが、湖内での浄化対策や下水道整備など流域から供給される汚濁負荷を減らす努力が続けられ、湖内の水質は改善傾向にあり、青潮の発生頻度も低下しています。

表 1-1 水質環境基準の類型指定状況（網走川及び美幌川）

水系名	水域名	該当 類型	達成 期間	基準地点名	備考
網 走 川	網走川上流(大正橋より上流)	A	イ	大正橋	H12.3.31 指定 (道告示第532号)
	網走川中流(大正橋から網走湖まで)	B	□	治水橋(本郷)	
	網走川下流(網走湖より下流)	B	□	網走橋	
	美幌川(都橋より上流)	A	イ	都橋	
	美幌川(都橋より下流)	B	□	美幌橋	

注) 達成期間の「イ」は直ちに達成、「□」は5年以内で可及的速やかに達成を意味する。

表 1-2 水質環境基準の類型指定状況（網走湖）

水域名	該当類型	達成期間	指 定 年 月 日
網走湖 (全域)	ア A	イ	平成 12 年 3 月 31 日 道告示第 532 号
	イ IV	イ	昭和 61 年 1 月 13 日 道告示第 44 号

注) 『該当類型』の湖沼、ア、イ

1. ア：pH、COD、SS、DO、大腸菌群数の環境基準
イ：全窒素、全りんphの環境基準
2. 達成期間の「イ」は直ちに達成、「□」は5年以内で可及的速やかに達成を意味する



ア オ コ



青 潮



斃死した魚類

網走川

1. 河川の概要

網走川流域の主な洪水被害の概要を表 1-3 に示します。網走川流域では、大正 11 年 8 月洪水等の洪水被害を受け、昭和 9 年から、築堤、捷水路等の治水事業が本格的に行われてきました。美幌地点において戦後最大流量を記録した平成 4 年 9 月洪水では、洪水氾濫により多大な被害が発生しました。

また、平成 13 年 9 月洪水では、網走湖の水位が氾濫注意水位を 221 時間に渡って上回り、網走湖周辺の堤防法尻から漏水が発生し堤防決壊の危険が生じました。平成 28 年 8 月洪水では、同じく最大 324 時間に渡って上回り、かつ、既往最高水位を記録しました。

洪水発生年月	気象要因	流域平均雨量 美幌地点 (mm/24h)	美幌地点 観測流量 (m^3/s)	被害状況 ^{注1),注2)}
大正 11 年 8 月	台風	161	1,200 ^{注3)}	被害家屋(戸) 381 田畑浸水(ha) 2,500
昭和 10 年 8 月	台風	89	—	被害家屋(戸) 176 田畑浸水(ha) 1,233
昭和 23 年 8 月	前線	69	—	被害家屋(戸) 102 田畑浸水(ha) 676
昭和 50 年 5 月	低気圧	80	290	被害家屋(戸) 63 氾濫面積(ha) 4
昭和 54 年 10 月	台風 20 号	96	310	被害家屋(戸) 89 氾濫面積(ha) 795
平成 4 年 9 月	台風 17 号	130	870	被害家屋(戸) 322 氾濫面積(ha) 9,585
平成 10 年 8 月	前線	117	430	被害家屋(戸) 15 氾濫面積(ha) —
平成 13 年 9 月	台風 15 号	135	640	被害家屋(戸) 1 氾濫面積(ha) 1,124
平成 15 年 8 月	台風 10 号	130	420	被害家屋(戸) — 氾濫面積(ha) 263
平成 18 年 10 月	低気圧	139	600	被害家屋(戸) 10 氾濫面積(ha) 246
平成 28 年 8 月	台風	148	720	氾濫面積(ha) 350

注1)被害状況は、北海道災害記録、水害統計、市町村史による。

注2)被害状況は集計上、支川、内水被害を含む。網走市の被害は流域外も含む。

注3)大正 11 年 8 月の美幌地点流量は、当時の痕跡水位等から推定された値。



平成 28 年 8 月の洪水の網走湖水位状況

網走川

1. 河川の概要

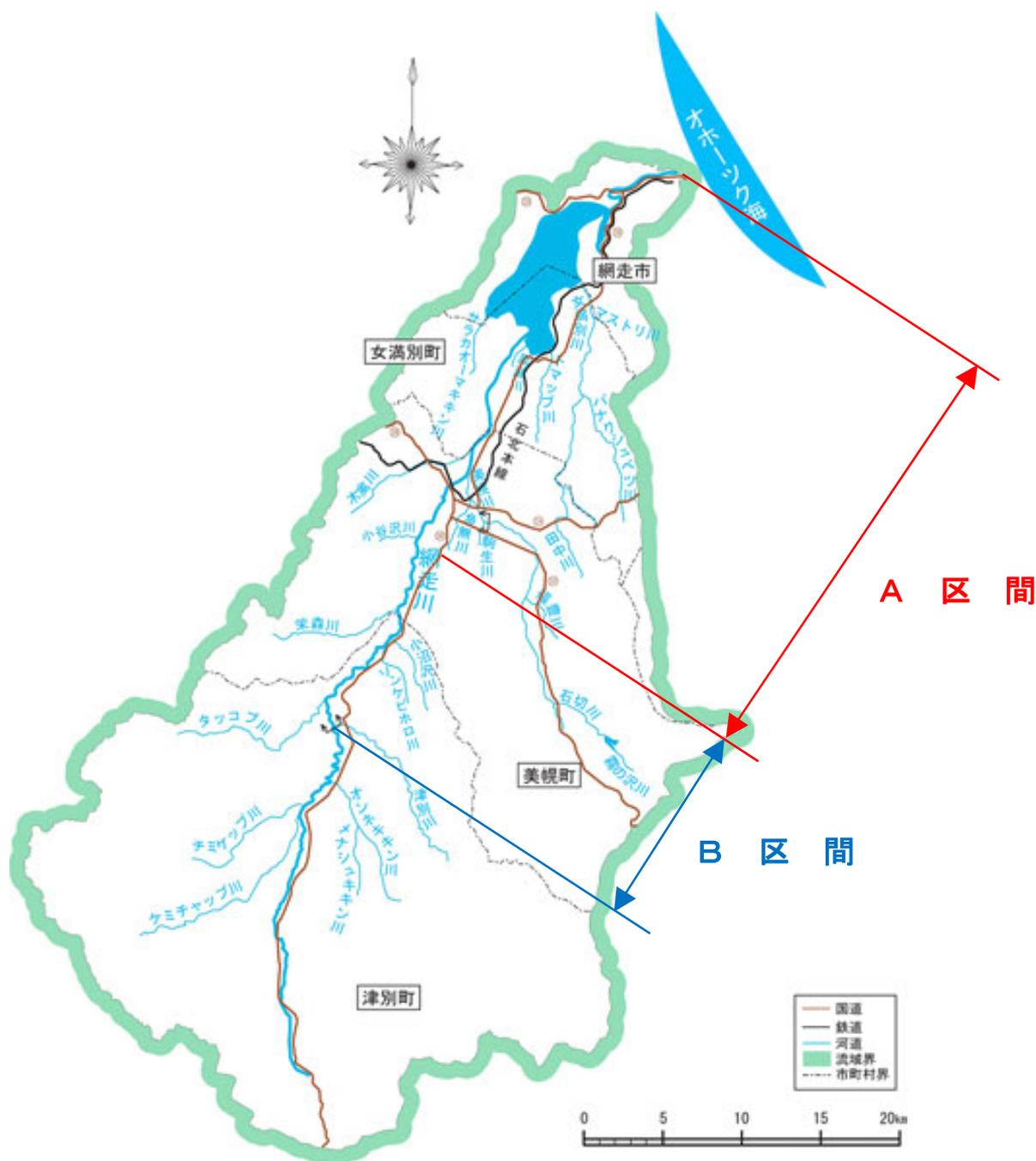
◆ 管理区間及び河川の管理区間区分

(1) 網走川 管理区間延長 62.2km

大部分の両岸が有堤部の河口から美幌市街部KP33.4（小谷沢川合流点）迄をA区間としています（L=45.7km）。無堤区間を含むKP33.4から上流端迄をB区間としています（L=16.5km）。

(2) 美幌川 管理区間延長 3.5km

美幌川は大部分の両岸が有堤部となっている全区間をA区間としています。



網走川の区間区分図

2. 河川維持管理の概要

2.1 河川維持管理の目標

【河道流下断面の確保】

堆積土砂の掘削 (区間共通)

河道の流下能力（治水安全度）の維持の為、戦後最大規模の流量に達している区間においては、戦後最大規模の流量を維持するよう、また戦後最大規模の流量に達していない区間については、現況の流下能力を確保するよう、掘削を実施します。

樹木伐開 (区間共通)

河道の流下能力（治水安全度）の維持の為、戦後最大規模の流量に達している区間においては、戦後最大規模の流量を維持するよう、戦後最大規模の流量に達していない区間については、現況の流下能力を確保するよう、樹木の伐開を実施します。また、河川管理施設の保護、河川巡視の支障となる場合、流量等観測精度の確保する場合にも樹木の伐開を実施します。

堤防の高さ・ 形状の維持 (A区間)

河道の流下能力（治水安全度）の維持の為、定期縦横断測量を実施し堤防の高さ、形状の確認を行い、戦後最大規模の流量に達している区間においては、戦後最大規模の流量を維持するよう、戦後最大規模の流量に達していない区間については、現況の流下能力を確保するよう堤防の高さ・形状維持を実施します。

【施設の機能維持】

各河川管理施設 の機能維持 (区間共通)

各々の施設が維持すべき機能が低下する恐れがある変状等が見られた場合には、モニタリングを継続し、変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障をもたらすと判断した場合には、必要な対策を実施し、河川管理施設としての機能を維持します。

水文観測施設 の補修 (区間共通)

観測精度が確保されていないと判断された場合は、確実な観測が行えるよう必要な対策を実施します。

河川利用施設 の補修 (区間共通)

高水敷等には公園が整備され、河川利用者が多いことから、各河川利用施設の機能維持を図ります。変状等が見られた場合は、その状態から施設の機能に重大な支障をもたらすと判断した場合には、必要な対策を実施します。

【緊急時の機能維持】

**緊急時の対策
(区間共通)**

出水時の対策や、水質事故等への対策を万全とするため、側帯設置や水防及び水質事故資機材等の整備を実施します。資機材等については、定期的に点検を行い、保管状況を把握するとともに、不足の資機材は補充を実施します。

【河川区域の適正な利用】

**不法行為等の
是正・防止
(区間共通)**

河川敷地の不法占用や不法行為については、平常時の河川巡視により状況把握を行い、不法行為を発見した場合は、原因者への指導、是正措置に努めます。

2.2 河川維持管理における主な実施内容

河川の維持管理は、河川維持管理計画に基づき、河川巡視、河川管理施設点検等により河川の状態把握を行い、これらを踏まえて、施設の補修・更新等の必要な維持管理対策を随時実施しています。

◆ 河川の維持管理



堤防除草



河川巡視



堤防点検



河川管理施設状況把握



安全利用点検

3. 具体的な維持管理対策

3.1 維持管理の条件整備

3.1.1 堤防除草（堤防監視の条件整備）

◆ 実施の基本的な考え方

堤防の変状等の外観点検を迅速かつ的確に行うこと、堤防の法面を防御する芝の被覆を維持すること等を目的に堤防除草を実施します。

3.2 河川巡視による状況把握

3.2.1 平常時の河川巡視

◆ 実施の基本的な考え方

平常時の河川巡視は河川維持管理の基本をなすものであり、定期的、計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握するために実施します。

3.2.2 出水時の河川巡視

◆ 実施の基本的な考え方

出水時には、状況が時々刻々と変化し、これに対応して適切な措置を講じる必要があります。出水時の河川巡視は、堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設及び許可工作物、堤内地の浸水等の状況を概括的に把握するために実施します。

3.2.3 目的別河川巡視

◆ 実施の基本的な考え方

河川特性や課題等を考慮し、場所、目的等を絞った徒歩による目的別巡視を実施します。

3. 3点検

3.3.1 出水期前・台風期点検

◆ 実施の基本的な考え方

河川が有するべき河道の流下能力、堤防等の河川管理施設の安全性について、治水上の機能確保を目的に点検を実施します。

3.3.2 出水後点検

◆ 実施の基本的な考え方

氾濫注意水位を超える出水が発生した場合に点検を実施します。また、氾濫注意水位には達しないが、水防団待機水位以上の経過時間が48時間以上となった場合も点検を実施します。

3.3.3 地震時点検

◆ 実施の基本的な考え方

点検の基準となる震度を観測した場合、地震発生後に河川管理施設等の被災や異常を確認するため点検を実施します。

3.3.4 機械設備を伴う河川管理施設の点検

◆ 実施の基本的な考え方

機械・電気設備を伴う河川管理施設の土木施設部分については、出水期前点検や出水・地震後点検等を実施します。また、機械・電気通信設備についても所定の定期点検を計画的に実施します。

3.4 天端補修

◆ 実施の基本的な考え方

河川巡視や堤防点検、および水防活動に支障をきたさぬよう、堤防天端の補修（不陸箇所の砂利のかき起こし整正、天端敷砂利、アスファルト修繕等）を実施します。

3.5 高水敷樹木伐開

◆ 実施の基本的な考え方

現況河道の流下能力の維持、河川管理施設の保護（樹木の浸入等による損傷防止）、適切な河川監視及び管理（河川巡視の障害、CCTVの可視範囲の確保、流量観測精度の確保、不法投棄対策等）を目的に樹木伐開を実施します。

3.6 法面補修

◆ 実施の基本的な考え方

堤防機能の維持を目的に、法面補修を実施します。

3.7 護岸補修

◆ 実施の基本的な考え方

護岸機能の維持を目的に、護岸の補修を実施します。

3.8 河川管理施設修繕

◆ 実施の基本的な考え方

樋門、樋管、光情報施設、塩淡境界層制御施設等の機能維持を目的に、修繕を実施します。

3.9 障害物除去・塵芥処理

◆ 実施の基本的な考え方

流下断面の阻害や河川管理施設への影響となる流木の除去や良好な河川空間の維持を目的に、障害物除去、塵芥処理、水面清掃（網走湖内を含む）を実施します。

3.10 堆積土砂掘削

◆ 実施の基本的な考え方

排水能力確保を目的に、排水阻害となっている樋門や水路の堆積土砂掘削を実施します。

3.11 標識等の補修

◆ 実施の基本的な考え方

河川名標識、啓発標識及び境界杭の維持を目的に、破損個所は補修を実施するとともに、新たな標識の計画的な設置を実施します。

3.12 許可工作物の点検・補修

◆ 実施の基本的な考え方

許可工作物については施設管理者により、河川管理施設に準じた適切な維持管理がなされるよう許可に当たっては必要な許可条件を付与するとともに、設置後の状況によっては必要に応じて点検を行うよう指導・監督等を実施しています。

3.13 不法投棄対策

◆ 実施の基本的な考え方

不法投棄を発見した場合には、行為者の特定に努め、行為者への指導監督、撤去等の対応を適切に行います。

3.14 水防等のための対策

3.14.1 水防等のための対策 河川に係わる情報の収集

◆ 実施の基本的な考え方

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳、河川カルテを整備・保管します。また、水文、水質、土砂の移動状況、土地利用などの河川管理に資する情報も収集し保管します。

3.14.2 水質事故対策

◆ 実施の基本的な考え方

水質事故に伴う水質汚濁対策や情報連絡を円滑に行うために、関係機関及び河川管理者からなる「北海道一級河川環境保全連絡協議会 網走川地方部会」の会則に基づき、部会等を定期的に関催し、連絡体制の確認、水質事故訓練など、水質汚濁防止体制の充実に努めます。

3.15 河川管理者と市町村で連携して行うべき事項

3.15.1 市町村との連携・調整

◆ 実施の基本的な考え方

市町村と連携して、効果的・効率的な河川の維持管理を実施します。

3.16 河川管理者と地域住民、NPO・市民団体との連携事項

3.16.1 地域住民、NPO、市民団体等との協働

◆ 実施の基本的な考え方

NPO市民団体等と連携して、効果的・効率的な河川の維持管理を実施します。

網走川

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.1 維持管理の条件整備

4.1.1 堤防除草（堤防監視の条件整備）

◆ 取り組み状況

堤防点検を実施するため、堤防法面や堤内排水等の除草を実施しました。

◆ 取り組み場所

全区間



堤防除草（トラクターモア）



堤防除草（ハンドガイド）

4.2 河川巡視による状況把握

4.2.1 平常時の河川巡視

◆ 取り組み状況

河道、河川管理施設及び許可工作物の状況の把握、河川区域等における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集、河川の自然環境に関する情報収集等を対象として、夏期は週3回、冬期は週2回の河川巡視を実施しました。

◆ 取り組み場所

全区間



水温確認状況



堤防巡視状況



重要生物把握状況（タンチョウ）

網走川

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.2.2 出水時の河川巡視

◆ 取り組み状況

河川の増水時においては、堤防、増水した流れ、河川管理施設および家屋や耕作地の浸水等の状況を把握するために巡視しました。

◆ 取り組み場所

全区間



出水時の様子

4.2.3 目的別河川巡視

◆ 取り組み状況

河川特性や課題等を考慮し、場所・目的等を絞った徒歩による目視を含む巡視を行い、異常等を把握した場合は、速やかに対応策の検討を実施しました。

◆ 取り組み場所

全区間



目的別巡視（河岸定点観測）



目的別巡視（河岸定点観測）

網走川

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.2.4 異常時河川巡視

◆ 取り組み状況

河川に異常が発生した場合（事故、火災等）、またはその恐れがある場合に河川の状況を把握するために巡視を実施しました。

◆ 取り組み場所

今年度の取り組みは、ありませんでした。

4.3 点検

4.3.1 出水期前・台風期点検

◆ 取り組み状況

出水期前に、融雪出水の状況等を考慮して適切な時期に堤防、河川管理施設、河道の点検を実施しました。

◆ 取り組み場所

全区間



堤防点検の実施状況

網走川

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.3.2 出水後点検

◆ 取り組み状況

氾濫注意水位を超える出水が発生した場合に、出水後の堤防等の河川管理施設や河道の点検を実施しました。

◆ 取り組み場所

今年度は、美幌川橋観測所で氾濫注意水位を超える出水が発生しました。



出水後の様子

4.4 天端補修

◆ 取り組み状況

点検により、河川管理に支障をきたす規模の堤防天端の不陸を確認した場合は天端補修を実施します。

◆ 取り組み場所

網走川左岸KP35.2～KP36.6（美和築堤）



天端補修の実施状況

網走川

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.5 高水敷樹木伐開

◆ 取り組み状況

流下能力の維持が必要な箇所、河川巡視上の障害・不法投棄多発箇所、支川合流部および樋門吐口水路における流水の阻害箇所において、伐開計画を策定し、適正に伐開を実施しました。

◆ 取り組み場所

美和築堤、西幹線頭首工、岩富築堤、達美左岸築堤（2箇所）、美幌川右岸



高水敷樹木伐開（達美左岸 KP45.8）

4.6 法面補修

◆ 取り組み状況

点検結果から、イタドリが繁茂し植生不良により降雨による法崩れや流水による洗掘等が懸念された場合に法面補修を実施しました。

植生状況については、継続して状態を監視しました。

◆ 取り組み場所

今年度の取り組みは、ありませんでした。

4.7 護岸補修

◆ **取り組み状況**

点検結果から、空洞化が確認され護岸等の陥没、沈下が確認された場合や、老朽化等により護岸が所定の機能を維持できなくなった箇所においては適切に補修しました。

◆ **取り組み場所**

今年度の取り組みは、ありませんでした。

4.8 河川管理施設修繕

◆ **取り組み状況**

河川巡視及び点検結果から、不具合が確認されている箇所について、施設の機能を保全するために必要な修繕を実施しました。

◆ **取り組み場所**

豊里樋門



ゲート補修（豊里樋門）

網走川

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.9 障害物除去・塵芥処理

◆ 取り組み状況

河川巡視及び点検結果から、河川管理施設への影響が顕著な箇所障害物除去や良好な河川空間を維持するため、塵芥処理を実施しました。

◆ 取り組み場所

全区間



塵芥処理状況（網走湖）

4.10 堆積土砂掘削

◆ 取り組み状況

点検結果から、施設の正常な機能維持が困難と判断された場合に土砂掘削を実施しました。今年度は排水路の土砂除去を実施しました。

◆ 取り組み場所

黒瀬樋門、新興樋門、稲美樋門、つつじ沢川樋門、岩富47線樋門、岩富50線樋門
呼人港下流右岸（堤内排水路）



堤内排水路の土砂撤去状況（呼人漁港下流右岸）

網走川

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.11 標識等の補修

◆ 取り組み状況

点検結果から、改善の必要があると判断した場合に補修を実施します。
劣化等の状態については、継続的に監視を行います。

◆ 取り組み場所

全区間



標識等補修の実施状況

4.12 許可工作物の補修

◆ 取り組み状況

許可工作物の点検は施設管理者が実施することが基本ですが、河川巡視等により許可工作物についても概括的な状態把握を実施するとともに、必要に応じて施設管理者に対し、臨時の点検実施等の指導に努めます。

また、許可工作物にあっても河川管理施設と同様に設置後長期間を経過した施設があるため、施設の老朽化の状況等に留意します。

◆ 取り組み場所

今年度の取り組みは、ありませんでした。

網走川

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.13 不法投棄対策

◆ 取り組み状況

河川巡視時に発見した不法投棄については、発見箇所や投棄物の把握を行いました。また、河川敷地への不法投棄を抑止するためにHPにゴミマップを公表し、河川敷地に物を捨てないように広報しました。なお、不法投棄が確認された場合は適切な処分を実施しました。

◆ 取り組み場所

HPにより、不法投棄の注意喚起を行いました。



4.14 水防等のための対策

4.14.1 危機管理型簡易水位計

◆ 取り組み状況

危険箇所に危機管理型簡易水位計を設置します。これにより、効率的かつ的確な水位情報の収集が可能になります。

◆ 取り組み場所

今年度の取り組みは、ありませんでした。

4.14.2 簡易型監視カメラ

◆ **取り組み状況**

氾濫の危険性が高く、重要施設のある箇所に簡易型監視カメラを設置します。これにより、効率的かつ的確な河川状況の収集及び提供が可能になります。

◆ **取り組み場所**

今年度の取り組みは、ありませんでした。

5. 網走川のできごと

安全利用点検

- ◆ 網走川及び美幌川の管理区間において、河川の施設を安全に利用できるよう、ゴールデンウィーク前及び夏休み前に、北見河川事務所と自治体等による点検を実施しました。



樋門操作訓練

- ◆ 北見河川事務所管轄の樋門において、北見河川事務所職員による樋門操作訓練を実施しました。



災害応急復旧協定業者確認会議

- ◆北見河川事務所では、地震や出水等による災害発生時に被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を行うために建設業者と応急復旧の協定を締結しており、協定内容の確認会議及び樋門の操作訓練を実施しました。

**水防連絡協議会 常呂川・網走川部会（WEB開催）**

- ◆洪水時等に迅速かつ的確に水防活動が実施できるよう、北見河川事務所から自治体等（水防管理団体）に対し水防に必要な情報の提供を WEB により行い、水防体制の強化に努めました。

樋門等水位観測員の委嘱

- ◆ 出水時等を実施する樋門の操作や平常時の点検を、樋門等水位観測員として地元の方に委嘱しています。樋門操作は昼夜を問わず長期間にわたる大変な仕事であり、地域の人たちの安全と財産は樋門等水位観測員によって守られています。
今年度の網走川水系においては、令和6年2月7日に開催し確認を行いました。



合同巡視

- ◆ 北見河川事務所内の自治体等（水防管理団体）と「洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所（重要水防箇所）」の合同巡視を実施しました。



水防技術講習会

- ◆今年度の水防技術講習会は、北見河川事務所管内では実施していません。

堤防等河川管理施設点検

- ◆網走川及び美幌川の管理区間において、堤防等の河川管理施設に治水上の機能が確保されているか確認するため、台風期前に点検を行いました。



堤防決壊シミュレーション会議

- ◆施設の計画規模を超える大雨により洪水被害に至る事態に備え、堤防が決壊した状況を想定し迅速に堤防を復旧するための方法を検討する「堤防決壊時の緊急対策シミュレーション」を職員の災害対応訓練として実施しました。



災害対策用機械操作訓練

- ◆地方自治体からの応援要請に応じ、北見河川事務所では保有する災害対策車両及び復旧資材を使用して災害時の復旧活動を行います。災害時に迅速に対応できるよう常呂川流域と合同で災害対策用機械の操作訓練を実施しました。



水質事故訓練

- ◆水質事故発生時は北見河川事務所で保有する水質事故対応資機材を使用して、水質事故の拡散防止、終息させるための活動を行いました。前触れもなく発生する水質事故に迅速に対応できるよう備蓄している資機材を実際を使用した訓練を実施しました。今年度は、常呂川水系にて実施しました。



刈草の無償配布

- ◆堤防の除草により発生する刈草は、資源の有効利用や処分費のコスト削減を目的として、流域の住民に無償配布を行いました。



提供場所⑤: 網走川下流部右岸 大曲橋上流(網走市大曲)	予定数量: 3個程度	締切: 7/3(月)まで
提供場所⑥: 網走川美幌左岸 大正橋上流(美幌町昭野)	予定数量: 15個程度	締切: 6/23(金)まで

R5 年度の刈草の無償提供場所、数量

出前講座

- ◆流域内の小学校児童を対象に水生生物調査及び簡易水質調査等を実施し、河川環境について理解を深めてもらいました。
また、網走湖の自然環境との関わりを学ぶことを目的とした「あばしり学」も行われました。



河川清掃

- ◆地域の取り組みと連携し、河川整備や住民参加型の河川管理体系の構築のため、毎年網走西小学校と合同で、網走川沿いのゴミ拾いを実施しています。
今年度は悪天候により清掃活動は行わず、網走西小学校において水生生物観察や防災学習を行いました。



水質事故対応

- ◆ 網走川において水質事故が発生したため、関係機関と連携して現場対応しました。



白鳥樋門での対応状況

6. 令和6年度の取り組み計画

令和5年度に引き続き、今年度も災害時に備えて平素から巡視や点検等を行うとともに、地域住民の憩いと安らぎの場として快適な網走川となるように日常的な維持管理をおこないます。具体的な取り組みとしては、「河川維持管理計画」に準拠するとともに令和5年度の実績を踏まえた実施を計画しています。

令和6年度の取り組み計画

種別	実施項目		令和5年度実績	令和6年度実施計画	備考
堤防点検等のための 環境整備	堤防除草		出水期（台風期） までに実施	出水期（台風期） までに実施	
河川巡視	平常時	夏期	週3日	週3日	
		冬期	週2日	週2日	
	出水時		出水時	出水時	
点 検	堤防点検		年1回	年1回	
	安全利用点検		年2回	年2回	
	水門等構造物の点検		年1回	年1回	
	電気通信施設の点検		年1回	年1回	
	許可工作物の点検 （検査）		年1回	年1回	
	観測施設、機器の点検		月1回 （詳細点検は年1回）	月1回 （詳細点検は年1回）	

リンク集

国土交通省関連

- ◆ 網走開発建設部 <http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/index.html>



- ◆ 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>



地方自治体関連

- ◆ 網走市 <http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/>



- ◆ 大空町 <http://www.town.ozora.hokkaido.jp/>



- ◆ 美幌町 <http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/>



- ◆ 津別町 <http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>

